

鳥取県卒煙支援推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県卒煙支援推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下、「改正法」という。）による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 卒煙 喫煙者が、一時的な禁煙ではなく完全に喫煙をやめることをいう。
- (2) 禁煙治療 卒煙のためにニコチン依存症管理料届出医療機関を受診することをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、改正法の施行を契機に企業又は団体が従業員の卒煙に率先して取り組むために要する費用を助成することにより、従業員の健康増進を図ること及び県民が望まない受動喫煙の機会にさらされることを防止することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。

3 補助事業の実施期間は、交付決定日から当該年度の3月31日までの間とする。

4 本補助金とは別に同種の補助金の交付決定を受けている事業については、補助対象としないものとする。

5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴うもの

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

別表（第4条関係）

| | |
|----------|--|
| 1 補助事業 | 従業員の卒煙を支援するために実施する次に掲げる事業 ア 従業員の禁煙治療支援 イ 卒煙を目的としたイベント・講習会等の開催 ウ 従業員の禁煙補助薬等購入費用助成 エ その他、従業員の卒煙を支援するもの |
| 2 補助対象者 | 県内に事業の拠点を置く企業又は団体 |
| 3 補助対象経費 | 補助事業の実施に要する経費のうち、補助事業者が助成又は負担する経費 |
| 4 補助率 | 2 / 3 |
| 5 補助上限額 | 100千円 |

鳥取県卒煙支援推進事業実施計画（報告）書

| 区 分 | 内 容 | |
|--------------------|--|-----------------|
| 1. 補助事業者 | 事業所 名称 | |
| | 所在地 | 〒 (電話番号) |
| | 担当者の 所属及び 氏名 | |
| 2. 事業概要 | <p>① 従業員の禁煙治療支援（支援人数： 人）</p> <p>② 卒煙を目的としたイベント・講習会等の開催</p> <p style="margin-left: 20px;">主な内容</p> <p>③ 従業員の禁煙補助薬等購入費用助成（助成人数： 人）</p> <p style="margin-left: 20px;">主な助成対象禁煙補助薬等</p> <p>④ その他</p> <p style="font-size: small;">※補助金を受けて実施される取り組みがわかるように、具体的に記載してください。</p> | |
| 3. 事業対象経費 | 円 | |
| 4. 事業完了 (予定)年月日 | 年 月 日 | |
| 5. 他の補助金等 の交付 | あり ・ なし | |

※実績報告の際は、領収書などの事業に要した金額が分かる書類を添付すること。

様式第2号 (第5条、第8条関係)

鳥取県卒煙支援推進事業収支予算 (決算) 書

1 収入

| 区 分 | 予算額 (A) | 決算額 (B) | 差引額 (A) - (B) | 内訳明細 |
|------|------------|------------|------------------|------|
| 本補助金 | | | | |
| 自己資金 | | | | |
| 計 | | | | |

2 支出

| 区 分 | 予算額 (A) | 決算額 (B) | 差引額 (A) - (B) | 内訳明細 |
|-----|------------|------------|------------------|------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

様

鳥取県知事

〇〇〇〇年度鳥取県卒煙支援推進事業補助金交付決定通知書について（通知）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日第〇〇〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県卒煙支援推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県卒煙支援推進事業補助金交付要綱（令和元年11月21日付第201900216388号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第4条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金は、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規程に従わなければならない。

鳥取県知事 様

事業実施主体の長

〇〇〇〇年度鳥取県卒煙支援推進事業補助金仕入控除税額報告書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇号で交付決定がありました鳥取県卒煙支援推進事業補助金について、鳥取県卒煙支援推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| | | |
|--|---|---|
| 1 交付要綱第5条の規定による交付金額の確定額 （〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇号による交付金交付決定額） | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

（注） 確定申告書の写し等参考となる資料を添付してください。

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県卒煙支援推進事業補助金交付申請書

鳥取県卒煙支援推進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 補助事業等の名称 | 鳥取県卒煙支援推進事業補助金 |
| 算定基準額(見込み) | |
| 交付申請額 | |
| 添付書類 | 1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類) 3 その他 |

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県卒煙支援推進事業補助金実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等
交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | | |
|---------|-------------------------------------|-------|
| 補助金等の名称 | 鳥取県卒煙支援推進事業補助金 | |
| 交付決定 | 算定基準額 | 交付決定額 |
| | | |
| 実績 | | |
| 差引 | | |
| 添付書類 | 1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類) 3 その他 | |